

前期→後期のポイントまとめ【まちづくり方針 7、経営方針 1， 2】

1 三郷市を取り巻く状況の変化等に伴う変更

(1) 【施策 7-1-1】本市の健康課題の整理について

- ・本市の健康寿命（65 歳に到達した人が要介護 2 以上になるまでの期間）は県内平均に比較してやや低い値で推移している。
- ・健康寿命の延伸のためには合併症や動脈硬化の危険因子となる糖尿病の予防が有効である。
- ・生活習慣病予防のためには健康診査及び各種検診の受診だけではなく、日頃からの生活習慣の見直し等が有効である。

⇒ ・現状について

現在の取組み状況に応じた記載へ見直すとともに、文章を分かりやすくするため、一文に整理する。

・課題について

現行の「市民全体での健康への関心を高めていく必要があります。」の記載について、健康寿命の延伸にかかる課題を明確にするため市の健康課題を明記するよう記載を見直すとともに、生活習慣病予防にかかる健康づくりについて追記する。

(2) 【施策 7-1-2】国民健康保険の保険税水準の県内統一について

- ・これまで、国民健康保険の保険税は各市町村において税率が設定され市町村によって保険税の負担が異なっていたが、埼玉県的主导により、原則として「県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となること」を目指して保険税水準の統一に向けた調整が図られている。
- ・本市においても令和 6 年度より、県の「埼玉県国民健康保険運営方針」を踏まえ、県が算定する標準保険税率に向けて、段階的に税率等の改定を進めているところ。

⇒保険税水準の統一に向けた今般の動向を反映し、現在の取組みに沿った記載へ変更する。

(3) 【施策 7-2-1】福祉ニーズの複合化・複雑化について

- ・福祉に関わる相談の件数は減少傾向にある一方で、個々の相談における要因・課題が複雑化・複合化している。
- ・既存の支援と、困難や生きづらさの多様化・複雑化から生まれる支援ニーズとの間にギャップが生じているものと推察される。
- ・本市においても、それぞれの状況に応じて柔軟に対応できる職員の育成が課題となっている。

⇒現行記載の「福祉に関わる相談の件数が増加し、」の記載を改めるとともに、現在の課題に応じた記載へ変更する。

(4) 【施策 7-2-2、7-2-4】人口減少・少子高齢社会における高齢者支援について

- ・前期高齢者の比率と後期高齢者の比率は、前期高齢者が低下、後期高齢者は上昇を続けており、令和 4 年には後期高齢者が前期高齢者を上回った。
 - ・人口減少・少子高齢化が進み介護の担い手不足が懸念される中でも、高齢者が安心して住み続けられる地域を守ることが必要。
 - ・できる限り住み慣れた地域で暮らすためには、介護サービスに限らず日常生活における支援が有機的に結びついた体制を維持していくことが重要となる。
- ⇒ 医療・介護の需要が増加することへの要因について現在の状況に応じた記載へ見直す。
- ・引き続き地域包括ケアシステムの推進が必要であるため、地域包括ケアシステムの脚注における期間制限の記載を削除する。
 - ・課題と取組みの記載について、新たな取組みを模索する表記から、新たに取り組んでいる事業をさらに推進していく表記へ変更する。

(5) 【施策 7-2-2】認知症有病率の推計について

- ・令和 6 年 4 月、厚生労働省の研究班より今後の認知症と軽度認知障害（MCI）の患者数を新たに推計した結果が発表され、2040 年の認知症者高齢者数は 584.2 万人、MCI 高齢者数は 612.8 万人と推計された。
 - ・「誰もが認知症になり得る」という認識のもと、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症バリアフリーの推進、社会参加機会の確保等、認知症基本法に掲げる理念・施策の推進に取り組んでいくことが重要である旨が示唆された。
- ⇒ 現行記載の「高齢者のうち約 7 人に 1 人が認知症と言われ、」の記載について、最新の推計に応じた記載へ見直す。

(6) 【経営方針 2-1】SNS の各種サービスについて

- 今般の SNS の各種サービスにおけるサービス開始・終了などの変動が大きい。
- ⇒ 後期基本計画の計画期間が長期にわたることを鑑み、特定のサービス名称を記載しないよう修文。

2 事業や取組の進捗に伴う変更**(1) 【施策 7-1-1】健（検）診の受診率向上について**

- 令和 6 年度より国民健康保険の健康診査（特定健診）の費用（約 9 千円）を全額三郷市が負担し、受診率向上に取り組んでいる。
- ⇒ 助成制度について現在の取組み状況に応じた記載へ見直す。

(2)【施策 7-1-1】感染症予防について

- ・コロナ禍の経験により、国・県それぞれが改定した新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平常時の感染症対策として示されている。
 - ・予防接種は、感染症予防や社会への感染拡大防止を目的とし、効果や副反応をよく理解した上で接種することが大切であり、根拠に基づいた知識の啓発が必要である。
- ⇒現在の取組み状況に応じた記載へ見直す。

(3)【施策 7-2-1】権利擁護支援について

令和 3 年 10 月より、社会福祉協議会に委託して中核機関を設置した。

※中核機関：国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方が、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中心となる機関

⇒現在の取組みに応じた記載へ変更する。

(4)【施策 7-2-3】障がい福祉相談支援センターの設置について

- ・障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うため、障がい福祉相談支援センターを設置・運営している。
 - ・令和 3 年 1 月、相談しやすい環境整備のため、「障がい福祉相談支援センターみさと中央」を新たに設置し、令和 6 年 4 月には「三郷市基幹相談支援センター」を設置した。
 - ・今後は相談支援体制の維持・強化に努め、障がい者支援の充実に努める方向。
- ⇒現行記載の「障害者相談支援センターの増設により、」の記載について対応完了したことを反映するとともに、現在の取組みに応じた記載へ変更する。

(5)【経営方針 1-2】希望の郷交流センターの開館について

- ・令和 4 年度、希望の郷交流センターが開館し「新たな交流拠点づくり」を完了した。
 - ・今後は他の施設と同様に、取組み「地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進」の一環として、多世代交流に係る事業を推進する。
- ⇒取組み「多世代交流施設の整備」を削除する。

(6)【経営方針 1-3】広聴活動にかかる課題整理について

現在、投書箱等により広報広聴課に寄せられた意見については関係部署との連絡調整により柔軟な対応を行っている。一方で、各課に直接寄せられた意見等を吸い上げる手法の確立に至っていないという課題がある。

⇒具体的な手法に縛られず柔軟な検討を行うため、課題の記載を整理する。

(7)【経営方針 2-1】シティプロモーション活動にかかる課題整理について

現在、三郷の資源の発見・活用やシティセールスについては様々な先進事例を調査研究しながら取り組んでいる。一方で、市民のライフスタイルの多様化など、変容する時勢に応じた柔軟な手法の検討に課題がある。

⇒・課題について

具体的な手法に縛られず柔軟な検討を行うため、市民の参加と協働を主眼とした記載へ変更する。

・取組みについて

魅力発信の手法を現在の取組み状況に応じた記載へ変更する。

(8)【経営方針 2-2】埼玉県東南部都市連絡調整会議について

草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町は、任意の協議会として埼玉県東南部都市連絡調整会議を設置し、共通する行政課題に関する調査研究や広域的な連携に取り組んでいる。

⇒現在の取組みに応じた記載へ変更する。

(9)【経営方針 2-3】こどもの社会貢献活動について

こども食堂等の「こどもの居場所」において、個人や地元企業・団体の社会貢献活動がこどもの支援に繋がるよう取り組んでいる。

⇒個人や地元企業・団体の社会貢献活動について現在の取組み状況に応じた記載へ見直す。

3 その他（軽微な文言修正等）

(1)【施策 7-1-1】用語の整理

健康診査に含まれる用語である「人間ドック」が健康診査と並列で記載することは不適當であるため文言整理する。

(2)【施策 7-1-2】用語の整理

本市の高齢化率を踏まえて「高齢化社会」「高齢社会」を「超高齢社会」へ文言整理する。

(3)【施策 7-1-2、経営方針扉、経 1-1、経 1-2】表記変更について

内閣府通知に基づき、「子ども」の表記を「こども」へ変更する。

(4)【経営方針 2-2】用語の整理

現行記載の「一部事務組合」では地方自治法に基づく協議会（協議会、事務の委託、一部事務組合、広域連合など）や地方自治法に基づかない任意の協議会（埼玉県東南部都市連絡調整会議など）が含まれない表記となっており誤認を招く表記となっているため「一部事務組合等」へ修正する。

上記の他については引き続き推進を図る【記載の修正無し】